

平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	巡視船艇の整備に関する経費（東日本大震災関連）		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23～		担当課室	船舶課		課長	山崎 壽久	
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、曳航能力、救援物資等の輸送能力、給水能力等の災害対応能力を向上させた巡視船艇を整備する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	-	-	2,427	2,626		
		繰越し等	-	12,100	△ 193	-		
		計	-	△ 4,066	4,066	0		
	執行額	-	8,034	6,300	2,626			
	執行率 (%)	-	85.0%	65%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度
	成果実績	要救助海難の救助率(目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	96	95	96		
		達成度	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務)	件	0	0	0	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	H22年度	H23年度	H24年度
	活動実績	年度別新規整備隻数	大型巡視船	隻	3	2	0	
		中型巡視船	隻	0	0	0		
		小型巡視船	隻	0	0	0		
		大型巡視艇	隻	4	6	0		
小型巡視艇		隻	6	0	0			
単位当たりコスト	(参考) H24年度は新規がなく、継続事業のみ。 (巡視船艇1隻あたりの事業総額は右のとおり)	算出根拠	主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額		
		(巡視船) 大型巡視船	約 92.0m	4ヵ年	約50億円			
(巡視艇) 大型巡視艇	約 37.0m	2ヵ年	約19億円					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	船舶建造費	2,620						
	船舶建造庁費	1						
	船舶建造旅費	5						
	計	2,626						

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。不用品が生じた場合、その理由を把握している。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	今後想定される大規模災害においても的確に対応できるように、災害対応能力を強化した巡視船艇を計画的に整備している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○				
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名	
点検結果	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、輸送・給水・消防等の災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-515	平成23年	23-493、23補-0061	平成24年	24-536、24-537

海上保安庁  
4,125百万円

○巡視船艇の整備計画等の企画立案、仕様内容の決定、  
調達関係事務

【一般競争入札】

A. 民間事業者(20社)  
133百万円

○当庁が発注した調達品の納入  
〔通信装置、防舷物等の船用品、救命胴衣等法定〕

【公募による随意契約】

B. 民間事業者(5社)  
3,951百万円

○当庁が発注した巡視船艇の建造、調達品の納入  
〔巡視船艇の船体、取締りに必要な監視装置等〕

【その他の随意契約】

C. 民間事業者(23社)  
18百万円

○当庁が発注した調達品の納入  
〔武器、医療器具、機関整備用工具等 少額のもの〕

船舶建造旅費  
23百万円

○巡視船艇の整備に伴う検査等に従事する職員  
へ支給する旅費

【公募による随意契約について】

一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報
- 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

- 一般物品又は特定役務  
1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

【その他の随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

※ 契約金額が少額である場合の随意契約

- 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
- 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 神山産業株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用需品購入	24			
計		24	計		0
B. 墨田川造船株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
船舶建造費	35メートル型巡視艇建造	1,904			
計		1,904	計		0
C. 豊和工業株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	小銃購入	4			
計		4	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(20社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神山産業株式会社	船舶用需品購入	19	2	-
			3	3	89.9
			1	3	99.9
			1	1	100.0
2	トーエイ株式会社	船舶用需品購入	12	6	99.4
3	太陽無線株式会社	通信装置購入	11	1	100.0
4	島田燈器工業株式会社	船舶用需品購入	9	2	99.8
5	株式会社マリネアライフraft	船舶用需品購入	4	2	98.8
			2	2	98.9
			1	2	99.8
			1	1	99.8
6	飯島産業株式会社	船舶用需品購入	7	5	-
7	加賀ソルネット株式会社	船舶用需品購入	6	2	96.7
8	長野日本無線株式会社	通信装置購入	5	1	98.3
9	株式会社倉本産業	船舶用需品購入	5	3	100.0
10	株式会社ゼック	通信装置購入	3	2	99.9

B. 民間事業者(5社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	墨田川造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	1,904	公募による 随意契約	-
2	新潟造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	1,259	公募による 随意契約	-
3	長崎造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	627	公募による 随意契約	-
4	日本電気株式会社	赤外線搜索監視装置購入	156	公募による 随意契約	-
5	長野日本無線株式会社	通信装置購入	5	公募による 随意契約	-
6					
7					
8					
9					
10					

C. 民間事業者(23社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	豊和工業株式会社	小銃購入	4	随意契約	-
2	ミネベア株式会社	けん銃購入	2	随意契約	-
3	辰野株式会社	小銃購入	1	随意契約	-
4	アライ印刷株式会社	印刷製本	1	随意契約	-
5	美保産業株式会社	船舶用需品購入	1	随意契約	-
6	株式会社タイホーコーザイ	船舶用需品購入	1	随意契約	-
7	KDDI株式会社	通信装置購入	1	随意契約	-
8	株式会社エーオーアール	通信装置購入	1	随意契約	-
9	株式会社シンコー堂	船舶用需品購入	1	随意契約	-
10	山本シーリング工業株式会社	船舶用需品購入	1	随意契約	-